

全学募集プログラム 2026 年度夏期出発 長期留学プログラム

募集要項 (共通編)

立命館大学国際教育センターでは、2026 年度夏期出発長期留学プログラムの参加者を募集します。必ず本紙と併せて、プログラムの募集要項(プログラム編)を熟読のうえ、応募してください。なお、以下、本紙を「共通編」、別紙を「プログラム編」と記載します。

2025 年 10 月発行
衣笠/BKC/OIC 国際教育センター

目次（共通編）

1. 応募・選考に関する注意事項
2. 学籍と履修について
3. 費用について
4. 海外留学にかかる奨学金制度について
5. 留学中の危機管理・健康管理について
6. 「海外留学プログラム」に関する承諾事項

【留意事項】

立命館大学国際教育センターが取り扱う現地渡航の海外留学プログラムのタイプ（種別）は以下のとおりです。

タイプ	プログラム名
短期プログラム	<ul style="list-style-type: none">◎Global Fieldwork Project◎Advanced Global Fieldwork Project◎立命館・昭和ボストン「文化・社会調査」プログラム◎異文化理解セミナー◎現地で学ぶ初修語セミナー◎立命館・マコーリー大学「日豪関係」プログラム◎海外スタディ
1 Semesterプログラム	<ul style="list-style-type: none">・立命館・ヨーク大学 「イギリスで学ぶクリエイティビティ」プログラム・立命館・ワシントン大学 「持続可能な社会とイノベーション」プログラム・立命館・カリフォルニア大学デービス校 「アメリカの言語・文化・社会」プログラム
長期プログラム	<ul style="list-style-type: none">・立命館・UBC GATE-EDI プログラム（以下、UBC GATE-EDI）・立命館・アルバータ大学「北米の言語・文化・社会」プログラム（以下、アルバータ）・ASEAN で学ぶ国際 PBL プログラム（以下、PBL）・交換留学・学部共同学位プログラム（アメリカン大学）（以下、DUDP）

1. 応募・選考に関する注意事項

応募にあたって

(1) 募集要項の理解について

海外留学プログラムへ応募する前に、必ず本紙を熟読し、十分に理解した上で応募してください。

(2) 辞退について

本学が定める辞退期限日後は、辞退はできません。応募する際はプログラム内容を事前に十分理解した上で応募してください。

(3) 参加の取り消し、留学の中止について

プログラムに合格した場合においても、次のような場合は渡航前や渡航後であっても、参加の取り消し、または留学の中止を命ずることがあります。

- 1) プログラムの応募条件に未達であると判明した場合
- 2) 書類提出の締め切りを守らない、必要な手続きを行わない場合
- 3) 各種ガイダンスへの出席状況が著しく悪い場合
- 4) 指定の期日までに各種費用を支払わなかった場合
- 5) 渡航までに健康診断を受診しない場合、また医師の診断にもとづき、本学がプログラムへの参加が困難であると判断した場合
- 6) 指定の期日までにビザ、パスポート等の取得ができない場合
- 7) その他、留学をするにふさわしくないと国際教育センターが判断した場合

(4) 辞退、参加取消、留学中止の場合の費用負担について

上記(2)に定める期限後の辞退、参加取消ならびに留学中止を命じられた場合には、プログラムの実習費およびその他諸経費の一部または全額を負担していただきます。

(5) 海外旅行保険、危機管理支援サービスへの加入について

プログラムの参加者は、本学が指定する海外旅行保険および危機管理支援サービスへの加入が必須です。

(6) 持病がある方や現在治療中の方について

持病や応募時点で治療中の方は、主治医等に留学が可能であることを確認し、許可を得たうえで応募してください。ただし、留学決定後においても、症状が悪化した場合や、本学が安全に派遣できないと判断した場合には、プログラムを辞退していただくことがあります。その時点までに要した費用は自己負担となります。

(7) 外国人留学生の方について

外国人留学生の方は、必ず自身の在留資格を確認の上、出発前・プログラム渡航期間中・帰国後等に必要の手続きを確認してください。なお、留学受入国の判断等により、ビザが取得できず辞退に至った場合、その時点までに要した費用は自己負担となります。

(8) グローバル教養学部生について

グローバル教養学部生は、カリキュラムとの兼ね合いから、参加可能な全学の海外留学プログラムは交換留学のみとなります。交換留学への参加を検討する前に、必ずグローバル教養学部事務室に相談してください。

応募条件について

留学プログラム応募の前提として、以下の応募条件を満たしていることが条件です。必ず確認してください。

(1) 心構えについて

プログラムの趣旨・目的を理解し、現地での学習に意欲を持ち、真摯にプログラムの学習に取り組むこと。

(2) 各プログラムの応募条件について

ワクチン接種完了を含めた、プログラムの応募条件を満たすこと(別紙「プログラム編」も確認のこと)。

(3) 学籍について

立命館大学の正規生であること。

(4) 学籍状態について

1) 留学期間中に、本学の学籍が除籍(特に学費未納除籍)や卒業にならないこと。

2) 学籍状態を「留学」に変更するプログラム(1セメスタープログラム及び長期プログラム)にあつては、当該プログラムに参加する学期(学籍状態が留学である学期)の前の学期に、学籍状態が「在学」であり、休学中・海外留学中でないこと。

なお、募集期間に海外留学・APU 留学中、休学中の方は、事前に以下のフォームより応募条件についてご相談ください。

リクエストフォーム：<https://global.support.ritsumei.ac.jp/hc/ja>

(5) 他の海外留学プログラムへの参加について

以下のプログラムに応募・合格されている方は、応募できません。本募集要項に記載のプログラムへの応募を希望する場合は、応募・合格しているプログラムの辞退を申し出た後で、応募してください。

【該当プログラム】

・同じ期間に実施される留学プログラム(国際教育センターや学部のプログラム)

※ただし、国際教育センターが募集する海外留学プログラムで、併願可能として取り扱うプログラムは除きます。

・別紙「プログラム編」にて、参加を認めないとするプログラム

(6) 外国人留学生の方について【短期プログラム、1セメスタープログラムのみ】

外国人留学生は、母国語(出身国の公用語)が研修言語として設定されているプログラム・コースには応募できません。

(7) ガイダンスへの出席について

渡航前・後に実施する各種ガイダンスの全てに出席すること。

選考に関わって

(1) 提出書類について

国際教育センターあるいは留学サポートデスクに提出した各種書類については返却しません。

(2) 書類の不足・不備について

提出した応募書類に不足・不備があった場合、再提出を求めることなく選考の対象外とする場合があります。応募書類の提出にあたっては、十分に確認のうえ、提出してください。

(3) 応募受付期間について

理由を問わず、応募受付期間以外の応募は一切認めません。

(4) 選考の辞退について(面接選考を含むプログラムのみ)

選考に際して面接を含むプログラムにあつては、面接を受けずに選考の辞退を希望する場合は、面接前日までに国際教育センターのリクエストフォームより申し出てください。

(5) 選考結果について

選考結果の内容に関する問い合わせにはお答えしません。

(6) 所属学部または派遣先大学(派遣国)が留学を認めない場合について

国際教育センターでの選考において合格となっても、所属学部または派遣先大学(派遣国)が留学を認めなかった場合は、留学できません。

(7) 就職・進学や卒業への影響について

海外留学プログラム参加による就職・進学や卒業への影響については、十分留意してください。

(8) 派遣時に4回生以上(薬学部薬学科は6回生以上)となる学部生について

派遣時に4回生以上(薬学部薬学科は6回生以上)となる学部生で帰国セメスターでの卒業を希望している場合(留学が終了する学期と卒業する学期が重なる場合)は、単位認定状況や派遣先大学の成績証

明書の発行時期が要卒判定時期に間に合わない等の理由で希望する学期に卒業できない可能性があります。その点を理解した上で、応募前に学部事務室(OIC は学びステーション)と履修計画について必ず相談・確認のうえ応募してください。

(9) 2025 年入学者について(長期プログラムのみ)

■春出発プログラムに応募する場合(1次募集の場合のみ)

2025 年 4 月入学者で、応募先の募集条件に GPA が求められている場合、現 1 回生で応募し、合格した方は「仮合格」となります。2025 年度春学期の成績通知表を入手次第、速やかにコピーを国際教育センターに提出してください。応募先の GPA 基準を満たしている場合に限り、成績通知表のコピーを提出した時点で正式に派遣候補生になります。

■夏出発プログラムに応募する場合:

2025 年 9 月入学の 1 回生でプログラムへの応募を検討している場合は、派遣先大学側の要件を十分確認する必要があるため、応募受付開始日までに国際教育センターに相談してください。

(10) 大学院生・大学院進学予定者で交換留学を希望する場合(交換留学プログラムのみ)

大学院生・大学院進学予定者(交換留学参加時に本学大学院生になっている予定の学生)は、必ず応募前に、以下を行ってください。

- 1) 大学院生・大学院進学予定者が交換留学に応募する場合は、指定の応募書類に加えて、「研究計画書(書式自由・A4 サイズ 1 枚以内)」の提出が必要となります。
- 2) 交換留学に応募する前に、ご自身の研究計画に支障をきたさないか等、交換留学参加について、必ず指導教員に相談して了解を得てください。必要に応じて所属研究科事務室にも相談してください。
- 3) 現在は(応募時点では)学部生だが、交換留学参加時点で大学院生になることが決まっている人は、①現在の指導教員、②大学院進学後の指導教員、の両方に上記の相談をして了解を得てください。大学院進学後の指導教員が未確定の場合は、現在(学部)の指導教員への相談まで行ってください。
- 4) 派遣先大学によって、派遣先大学で履修できる科目や提出書類などについて、様々な制限があります。学部生向け科目しか受講できない制限を課す大学もあれば、反対に大学院生向け科目しか受講できない大学など、様々です。また、研究計画書などの追加書類を求められる場合もあります。少しでも不明点がある場合は、国際教育センターから派遣先大学に問合せをしますので、早めに(応募期間開始より前に)国際教育センターに相談してください。なお、派遣先大学からすぐに返答が来るとは限りません。

(11) (下記の学部所属生のみ対象)【短期プログラム、1 セメスタープログラム:応募にあたっての注意事項】

○対象学部・専攻

国際関係学部GS専攻/政策科学部 CRPS 専攻/情報理工学部 ISSE コース

Important Notes for GS major students of the College of International Relations, CRPS major students of the College of Policy Science, and ISSE students of the College of Information Science and Engineering:

GS/CRPS/ISSE major students should understand and agree to the following and consult with the International Center before applying:

1. Some programs may be conducted partially or entirely in Japanese. All participants must fully comprehend the content, even if no English explanation is available.

2. Typically, program documents and guidance sessions are in Japanese. If you still wish to apply, please contact the Ritsumeikan Study Abroad Support Desk (077-561-4881) in advance.
3. Pre-departure sessions and follow-up sessions may be conducted partly or entirely in Japanese. All participants must fully understand the content, even if no English explanation is provided.
4. Students are ineligible to apply for programs conducted in their native language.

(12) (下記学部所属生のみ対象)【長期プログラム:応募にあたっての注意事項】

○対象学部・専攻

国際関係学部GS専攻/政策科学部 CRPS 専攻/情報理工学部 ISSE コース

Important Notes for GS major students of the College of International Relations, CRPS major students of the College of Policy Science, and ISSE students of the College of Information Science and Engineering:

1. For those interested in applying to the "UBC Academic Immersion Program" or the "University of Alberta, Language, Culture and Society of North America Program," please note that all program procedures and related documents are in Japanese. Additionally, no language support will be provided in languages other than Japanese. Proficiency in Japanese is essential for understanding the important information provided during program orientations and pre-departure classes.
2. Applicants whose first language is English are NOT eligible for the programs mentioned in point 1.

2. 学籍と履修について

(1) 学籍(詳細は学修要覧「学籍について」確認のこと)

- 1) 海外留学プログラムによって、派遣期間や要件に応じて学籍が「在学」から「留学」となる場合があります。
【短期プログラム】 学籍状態の変更はありません。
【1セメスタープログラム】 学籍が「在学」から「留学」に変更となります。
【長期プログラム】 学籍が「在学」から「留学」に変更となります。
- 2) プログラム期間中の学籍状態については、各プログラム情報で確認してください。
- 3) 学籍が「留学」であっても、留学期間は卒業に必要な修業年限に算入されます。
- 4) 実際の派遣期間と学籍上の「留学」期間は、必ずしも一致するわけではありません。所属学部教授会が許可した学期間が「留学」となります。
- 5) 学籍上の「留学」の開始日および終了日は、留学が許可された本学学期の開始日(4/1 または 9/26) および終了日(9/25 または 3/31)です。

(2) 学籍状態「在学」と「留学」での立命館大学科目履修の違いについて

- 「在学」…通常通り、立命館大学で実施する科目を受講することができます。
- 「留学」…立命館大学で実施する科目を受講することはできません。
- 立命館大学で実施される通年科目を、学籍状態が「留学」となる学期を含んで登録しても単位取得はできません。
- ただし、以下の条件により一部「留学」である学期中でも、以下の立命館大学で実施する科目は例外として受講できることがあります(DUDPを除く)。
* 受講できる科目の詳細は学部事務室(OICは学びステーション)でご確認ください。

(例外)

- ① 留学適用期間最終学期の授業開始日までに「留学終了届」が提出された場合は、通常授業の受講が可能となる。
- ② 留学適用期間最終学期の授業開始日以降の4月末までに「留学終了届」が提出された場合は、あらかじめ学部が提示する科目(原則として通年科目・小集団科目等)について、補講・個別指導等を前提に受講を可能とする。
- ③ 留学適用期間最終学期の授業開始日以降であっても、夏集中科目、冬集中科目、クォーター的運用をしている科目等の第1講義日までに「留学終了届」が提出された場合は、受講を認めることができる。

(3) 留学前後の学期の履修について

受講登録できる単位数の上限が学期ごとに設定されていたり、留学直後の学期に登録上限単位数が緩和される場合があります(*)。留学に向けて4年間の履修計画を立てる際には注意してください。詳細は、所属の学部事務室(OICは学びステーション)、または各学部の学修要覧、履修・登録の手引きで確認してください。

* DUDPに参加する場合は、留学直後の学期にくわえて留学直前の学期についても登録上限単位数が緩和される場合があります。上記と同様に、所属の学部事務室(OICは学びステーション)、または各学部の学修要覧、履修・登録の手引きで詳細を確認してください。最終的に派遣が不可となった場合は、留学直前の学期で緩和された単位数を、緩和学期の翌学期に調整します。

(4) 留学前から留学終了後の流れ(履修・単位認定)

【出発前の留意事項】

① 留学の申請手続きについて

学籍状態が「留学」に変更となるプログラムは、事前に所属学部事務室(OIC は学びステーション)に相談する必要があります。事前相談や申請については、学びの支援サイトや履修要覧を確認の上、必ず指定された期日までに申請手続きを完了してください。

② 副専攻について

学籍状態が「留学」中は、副専攻科目の履修ができません。副専攻履修者は、留学による履修上の不都合がないかを所属学部事務室で相談した上で、留学を検討してください。

③ 教職課程受講者について

学籍状態が「留学」中は教職課程科目の履修ができません。また、教育実習や介護等体験を理由とする留学中の一時帰国は認めません。教職課程履修者は、留学による履修上の不都合がないかを所属学部事務室(OIC は学びステーション)に相談した上で、留学を検討してください。

④ 初修外国語科目の履修について

派遣先大学で初修外国語科目の単位取得がない場合、帰国後に初修外国語科目の履修が必要になる場合があります。初修外国語科目の履修については、事前に所属学部事務室(OIC は学びステーション)の担当者に相談してください。

【留学期間中の履修単位について】

(詳細は、各学部学修要覧「本学での履修について(成績および単位授与・認定について)」を確認のこと。)プログラムは、本学開講科目、派遣先大学開講科目のどちらか、または両方で構成されています。

(参考) 本学開講科目(単位授与)と派遣先大学開講科目(単位認定)の違い

本学 開講科目	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地での評価を参考に、本学の基準に基づき、5段階(A+, A, B, C, F)またはP(合格)・F(不合格)で本学担当教員が評価し、単位を授与します(留学の適用期間、最終学期にて単位授与をおこなう。但し、一部プログラムにおいてはこの限りではないため、詳しくはプログラム情報を確認のこと。) ● なお、成績評価は、国際教育センターで手続きを行うため、本人による申請は不要です。
派遣先大学 開講科目	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人による帰国後の単位認定申請を受けて、所定の基準に基づいて学部教授会で審議し、承認されれば、本学の科目として単位認定します(留学の適用期間最終学期にて単位認定を行う)。 ● 成績評価欄には「T」として記載されます。 ● 在学中に他大学(海外の大学、編入元の大学、大学コンソーシアム京都等)で履修した単位の本学での認定は60単位を上限としており、留学プログラムで認定する単位もこれに含まれます。 ● 正規科目以外の科目(ESLが提供する科目等)の単位は認定されません。 ● 本学での所属課程と同課程以外の科目は単位認定されません(院生が派遣先大学の学部科目を履修するなど)。

各プログラム情報ページに、「本学開講科目」または「派遣先開講科目」について記載しています。留学により取得する単位は、原則、年間受講登録上限外ですが、履修計画や単位認定については事前に所属学部事務室(OIC は学びステーション)に十分確認・相談をしてください。なお、成績が授与または認定される時期は以下のとおりです。

【単位授与を伴うプログラム】

詳細については別紙「プログラム編」にて確認してください。(単位授与されるには、単位授与時期に学籍状態が「在学」または「留学」中である必要があります。「休学」中の場合は単位授与されません。)

【単位認定を伴うプログラム】

単位認定時期は、留学終了日を含む学期の末日となります。派遣先大学開講科目は、予告なく変更されることがあります。最新情報は各大学のウェブサイト等で確認してください。

【留学終了の手続き】

帰国後すみやかに、所属学部事務室（OIC は学びステーション）に相談し、帰国の申請を行ってください。事務室への相談や帰国の申請、単位認定申請については、学びの支援サイトや履修要覧を確認してください。

3. 費用について

プログラムの費用について

(1) 記載費用について

プログラム情報に記載のプログラム参加費用は今年度見込額または過年度実績額です。

詳細および内訳は、別紙「プログラム編」にて確認してください。

なお、短期・1セメスタープログラム費用の確定額は「渡航前ガイダンス」で案内予定です。長期プログラムについては費用が確定次第順次案内します。

(2) 費用準備計画・学費負担者の方との相談について

プログラム申込みにあたっては、留学費用の準備計画を立て、学費負担者の方と必ず相談してください。

(3) 納付期限について

プログラム合格者には、指定の期日までにプログラム申込金（1次納付金）を納付いただきます。

また、渡航前までに2次納付金（「プログラム費用」から「プログラム申込金」を差引いた額）を納めていただきます。

(4) 辞退について

辞退期限以降は、プログラム参加の辞退はできないことを十分理解した上で申し込み手続きを行ってください。立命館大学が辞退期限として指定している期日以降にプログラム参加を辞退する場合、立命館大学によりプログラム参加を取り消された場合、またはプログラムの開始前後にかかわらず立命館大学の責に帰さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、立命館大学に納付したプログラム申込金、当該プログラムへの参加にあたり負担した費用、辞退・参加取消・中止により発生する費用、当該プログラムに関わる派遣先大学・業者が定めるキャンセル料・追加料金について、学生本人または父母等が負担してください。また、当該支払に際して外貨から日本円への交換手数料が発生する場合は学生本人または父母等が負担してください。

学費について

(1) 留学期間中の納入について

留学期間中でも、立命館大学の「学費」を所定の期日までに納入する必要があります（DUDPを除く）。

(2) 学費の納入とプログラム参加について

立命館大学の学費を所定の期日までに完納しない場合、プログラムへの参加を認めません。

4. 海外留学にかかる奨学金制度について

学内奨学金制度について

立命館大学では、海外留学プログラムに参加する学生のみなさんを支援する以下の奨学金制度があります。是非、これらの奨学金を活用して積極的にプログラムに応募してください。

- (1) 立命館大学 海外留学チャレンジ奨学金 (以下、チャレンジ奨学金)
- (2) 立命館大学 海外留学サポート奨学金 (以下、サポート奨学金)

(1) 立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

この奨学金は、参加費用の一部を補助することにより、海外留学プログラムへの参加・修了を奨励する制度です。原則、奨学金対象プログラムへの参加者全員に給付(返還不要)されます。

1) 本募集要項に記載の海外留学プログラムにおける本奨学金の取り扱いについて

支給時期	派遣先国・地域へ渡航したことを確認した後、奨学金を支給
支給方法	本人名義の銀行口座へ振込む方法で支給(予定)

2) 支給上限額について

本奨学金の支給上限額は派遣期間、派遣先国・地域が属する地域区分により異なります。派遣先がどの地域区分に該当するかについては、海外留学プログラムホームページ内、奨学金ページから「派遣地域区分一覧表」を確認してください。

【海外留学プログラム HP 奨学金】 <http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/>

【本募集要項記載の海外留学プログラムにおける派遣地域区分】

※下表の内容は従来の現地への渡航を前提とした海外留学の場合について記載しています。

プログラム区分	参加費	支給上限額
短期留学プログラム	参加費 50 万円以上	10 万円
	参加費 40 万円以上	8 万円
	参加費 30 万円以上	6 万円
	参加費 20 万円以上	5 万円
	参加費 10 万円以上	3 万円
	参加費 5 万円以上	1 万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
立命館・ヨーク大学 「イギリスで学ぶクリエイティビティ」プログラム	1 セメスター	ヨーロッパ(甲)	30 万円
・立命館・ワシントン大学 「持続可能な社会とイノベーション」プログラム ・立命館・カリフォルニア大学デービス校 「アメリカの言語・文化・社会」プログラム	1 セメスター	北米(甲)	30 万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・立命館・UBC アカデミック・イマージョン・プログラム ・立命館・アルバータ大学 「北米の言語・文化・社会」プログラム	1 学年間	北米(甲)	60 万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・ASEAN で学ぶ国際 PBL プログラム	1 セメスター	アジア(乙)	25 万円

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・交換留学(※)	1 セメスター	指定都市、 甲、乙	25 万円
		丙	15 万円
	1 学年間	指定都市、 甲、乙	30 万円
		丙	20 万円

※支給額は、派遣期間、派遣地域によって異なります。

プログラム区分	派遣期間	派遣地域区分	支給上限額
・学部共同学位プログラム(DUDP)	4 学期間	指定都市、甲	240 万円

※DUDP 参加者への奨学金は、計3回に分けて支給します(80 万円/1 回)。

3) 留意事項について

- ①別紙「プログラム編」も必ず確認してください。
- ②「立命館大学大学院留学協定にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は支給対象者から除きます。
- ③受給者が次の項目のいずれかに該当したときは、国際部長は支給決定の全部または一部を取り消すことがあります。この場合において、国際部長は既に支給した奨学金の全部または一部の返還を求めます。
 - ・留学プログラムへの参加を中止し、または期間が変更されたとき。
 - ・出願書類等への虚偽の記載等の不正の事実が判明したとき。
 - ・この奨学金の支給の要件を満たさなくなったとき。
- ④“海外留学”にかかる学外奨学金(給付型)の支給総額がチャレンジ奨学金の支給総額を上回る場合は併給できません。海外留学にかからないその他の奨学金については、チャレンジ奨学金との併給が可能です。※ただし、受給中/受給予定の学外奨学金において、他奨学金との併給を認めない場合があります。必ず自身で所管事務局に確認してください。
併給制限により、チャレンジ奨学金を併給できない場合には、速やかにその旨を国際教育センターへ申し出てください。

(2) 立命館大学海外留学サポート奨学金(短期プログラムを除く)

この奨学金は、経済上の事由により、プログラムへの参加または参加継続が困難であることが見込まれる方に対し、参加費用の一部を補助することによって、参加の支援を行うことを目的とする制度です。国際教育センターおよび各学部・教育機関が実施する、学籍上「留学」となるプログラムが支給対象となります。立命館大学海外留学サポート奨学金には、「予約採用型」と「家計急変型」の2つのタイプがあり、いずれも本奨学金が定める家計基準を満たす場合に、支給対象となります。

詳細については、海外留学プログラムホームページ内、奨学金ページから募集要項を確認してください。

【海外留学プログラム HP 奨学金ページ】

概要 [:http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/](http://www.ritsumei.ac.jp/studyabroad/planning/scholarship/)

詳細は[こちら](#)からご確認ください。

1) 募集タイプについて

○予約採用型

経済上の理由により、本奨学金対象の海外留学プログラムへの参加が困難であることが見込まれる方を支援し、留学プログラムへの参加・修了を実現することを目的としています。

原則、海外留学プログラムの合格確定までに募集および選考を実施します。

○家計急変型

本奨学金対象の海外留学プログラムに派遣が決定した、あるいは派遣中の方で、家計の状況が急変し、派遣継続が困難と見込まれる方を支援することを目的としています。家計急変の事由が発生した日から2か月以内まで随時受付します。出願を希望する場合は国際教育センターへお問い合わせください。

2) 留意事項について

- ①過去に本奨学金および「立命館大学海外留学プログラム経済支援奨学金」の受給歴のある方は、本奨学金へ出願できません。また、本奨学金の出願の時点で「立命館大学外国人留学生授業料等減免規程」の適用を受けている方、「立命館大学大学院留学協定等にもとづく留学プログラムに対する奨学金」の受給者は、対象となりません。
- ②本奨学金の募集要項の発行は、manaba+R および海外留学プログラムホームページにてお知らせしています。

学外奨学金制度について

(1) 情報収集について

学外奨学金には、政府や地方自治体および民間企業などによる奨学金制度があります。本学に情報提供があった奨学金制度については、manaba+R や海外留学プログラム HP、国際教育センターの掲示板等で案内しています。日ごろからこまめに確認し情報収集に努めてください。その他の学外奨学金は、日本学生支援機構のホームページ等で確認できます。

(2) 学内奨学金と学外奨学金との併給について

学内奨学金と学外奨学金との併給関係については、十分注意してください。奨学金によっては、他の奨学金との併給を認めていない場合があります。奨学金の申請に際しては、国際教育センター主管の奨学金や他の奨学金との支給総額の比較や併給関係等を確認し、計画してください。

(3) 他の奨学金を受給中、受給予定の場合について

学内・学外諸機関・団体等による奨学金(国際教育センターが取り扱う外国人留学生向けの奨学金や授業料減免を含む)を別途受給している、あるいは受給することが予定されている場合、留学プログラムへの

参加に伴って受給資格を失うことや、留学プログラム参加期間中の支給が停止されることがあります。詳細は、各自が受給している奨学金の当該諸機関・団体等へ確認してください。

(4) 日本学生支援機構の奨学金を受給中の場合について

日本学生支援機構の奨学金に関わり、「第一種・第二種奨学金(貸与型)」もしくは「給付奨学金」を現在受給している場合、留学中に継続して奨学金を「受給」することが可能です(この場合、手続は不要です)。ただし、留学中の奨学金受給を「休止」する場合は、学生オフィスの窓口での手続きが必要です。

~~(5) 日本学生支援機構の「第三種奨学金(短期留学-貸与型)」について~~

~~現在、日本学生支援機構 第三種奨学金(貸与型)を受給していない方で、留学中(3か月以上の留学に限る)の期間のみ奨学金を必要とされる方は「第三種奨学金(短期留学-貸与型)」の出願が可能な場合があります。希望の場合は、速やかに学生オフィスへ相談ください。
すでに終了しています。~~

(6) 日本学生支援機構の「海外留学支援制度(協定派遣)」について(※)

独立行政法人 日本学生支援機構が、日本と諸外国の相互理解・友好親善を促進し、海外留学によるグローバル人材の育成を支援する目的で、留学プログラムを実施している日本の大学に対して支給する奨学金です。一定の家計基準を満たした場合は、上記奨学金に加えて「渡航支援金」が支給されます。本制度については、本制度に採択されたプログラムへ参加される方へ合格発表後のガイダンス等にて説明予定です。

日本学生支援機構 海外留学支援制度(協定派遣)と併給できない奨学金について

日本学生支援機構 海外留学支援制度(協定派遣)(※)と、以下の奨学金との併給は認められません。その他、学内奨学金、学外奨学金の受給を予定または受給中の場合は、必ず併給関係等を確認してください。

<併給が認められない奨学金>

- ・日本学生支援機構が実施する国内の奨学金「給付奨学金」
- ・立命館大学海外留学チャレンジ奨学金

日本学生支援機構(JASSO)

■海外留学支援サイト 海外留学のための奨学金

<https://ryugaku.jasso.go.jp/scholarship/>

■海外留学支援サイト 海外留学奨学金検索サイト

https://ryugaku.jasso.go.jp/form/search.php?f=scholarship_abroad.html

5. 留学中の危機管理・健康管理について

海外派遣にかかわる渡航可否の判断基準について

国際教育センターが実施する海外留学プログラムにおいては、本邦外務省による海外安全情報（危険情報および感染症危険情報）にもとづき、渡航可否の判断を行います。具体的には、派遣先国または地域に対して危険情報および感染症危険情報レベル 2 以上が発令された場合、立命館大学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、原則、派遣の中止を判断します。

派遣中止を判断した時点ですでに留学を開始している方については、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および立命館大学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国していただきます。

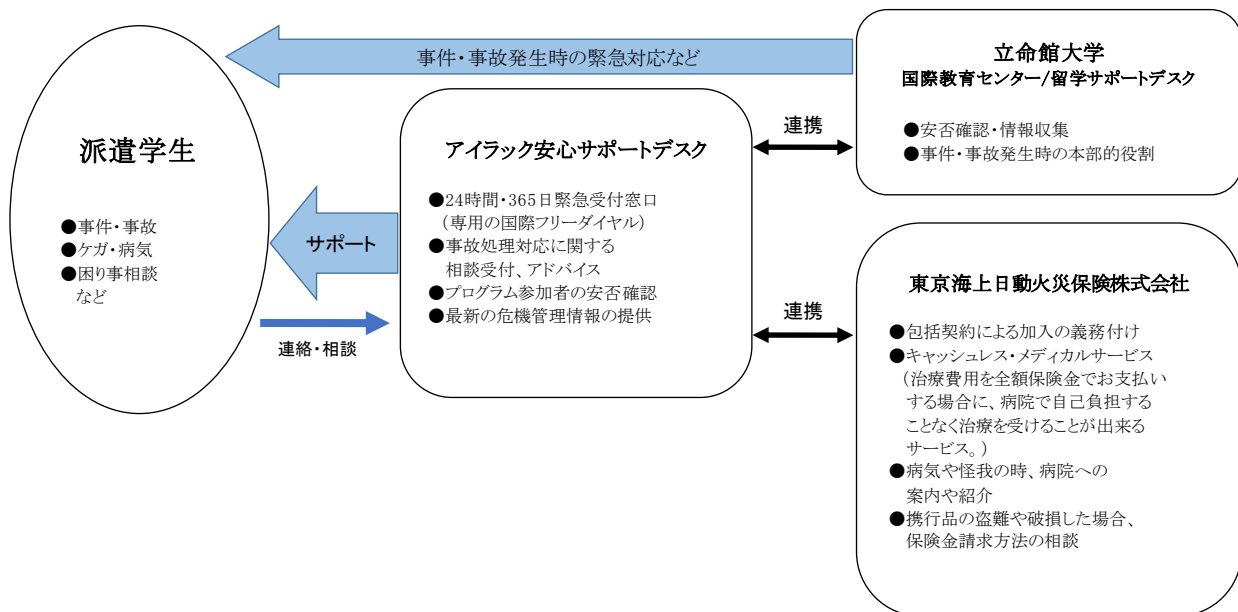
また、危険情報レベル 1 が発令されている、もしくは発令されていない場合、または感染症危険情報レベル 1 以上が発令されている（例外としてプログラムが実施または継続する場合も含む。）、もしくは発令がされていない場合でも、派遣者の安全確保または学習の継続が保証できないと立命館大学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがあります。

（併せて「6. 『海外留学プログラム』に関する承諾事項も確認してください。」）

留学中の危機管理について

プログラム参加者には、渡航中の事件、事故、病気、その他のトラブル・危機対応に備えて、本学で包括契約している東京海上日動火災の海外旅行保険加入を義務付けています。あわせて、危機管理の観点から、「アイラック安心サポートデスク（24 時間、365 日の緊急支援サービス）」（有料）にも全員加入していただきます。これらの詳細は、参加決定後のガイダンスにて案内します。

【危機管理サポート体制のイメージ図】



留学中の健康管理について

- (1) 治療中・経過観察中の疾病がある方は、まず留学の可否について主治医・保護者と相談しておきましょう。
- (ア) 留学が可能である旨の主治医からの診断書の提出を求める場合があります。
 - (イ) 学校医との面談をする場合があります。連絡があれば、速やかに日程調整してください。
- (2) 麻しん・風しん・おたふく・水痘・破傷風・ジフテリア・百日咳等基本的な予防接種が完了しているか、母子手帳等で確認しておきましょう。
- (ア) 保健センターガイダンスに加え、予防接種の完了が参加条件となっているプログラムについては、合格発表後に予防接種ガイダンスを行います。健康管理・予防接種等に関する詳しい説明を行いますので、必ず出席してください。
 - (イ) 母子手帳(その他の予防接種記録)の原本を保護者から取り寄せておいてください。
 - (ウ) 追加で予防接種が必要となることがあります。医師の判断の下、一定期間の間隔を設けて接種を行う必要があります。
- (3) トラベルクリニックの利用
- 海外渡航の準備に必要な予防接種などの相談を専門に行う診療所(トラベルクリニック)があります。立命館保健センターのトラベルクリニックも利用することができます。(予約制)
- 詳しくは保健センターHPで確認してください。<http://www.ritsumei.ac.jp/health/studyabroad/>
- 健康管理と予防接種について、詳しくは「海外留学 健康の手引き」をご覧ください。下記QRコードよりダウンロードできます。立命館保健センターのホームページからもダウンロードできます。



<https://www.ritsumei.ac.jp/health/studyabroad/>

E-mail:globalhc@st.ritsumei.ac.jp

6. 「海外留学プログラム」に関する承諾事項

立命館大学国際教育センター主管 海外留学プログラム 参加に関する「承諾事項」

本書は、立命館大学(以下「本学」という。)国際教育センター主管「海外留学プログラム」(以下「プログラム」という。)に参加するにあたっての、注意事項、遵守すべき事項を記載しています。プログラムに参加するためには、本学の代表学生として派遣されることを自覚し、別紙「承諾書」に本人、および父母等が本書記載事項を承諾した旨の連署をして、提出する必要があります。必ず事前に記載事項を確認、理解したうえでプログラムに申し込んでください。

なお、本書記載の承諾事項に違反した場合、または本学の判断により、留学派遣生としてふさわしくない行動をとったと認められる場合は、留学中断による途中帰国指示も含めて、プログラムへの参加資格を取り消すことがあります。

1. プログラム参加手続の履行

- (1) 本学、および派遣先協定校より指示された必要書類提出など留学のための諸手続きや、留学関連費用の納入、必要とされている本学学費の納入は、指定された期日までに行うこと。
- (2) 本学からプログラム参加条件として指定されたガイダンス、事前・事後講義などは正当な理由なく欠席しないこと。
- (3) 既往症、現在疾患、服薬の状況等、指示に従って健康状態を正確に申告し、申告内容に変更が生じた場合は、速やかに再度申告すること、また、参加プログラム出発年度の本学学内(定期)健康診断を必ず受診すること。
- (4) 本学が指定する海外旅行保険、および危機管理支援サービス(以下「海外旅行保険等」と総称する。)に、留学に係る出発から帰国までの期間加入すること。また、派遣先協定校から別途指定があった場合は、本学指定、および派遣先協定校が指定する、それぞれの海外旅行保険等に併せて加入すること。
- (5) パスポートや査証の取得、派遣先協定校に就学するための手続き、海外旅行保険等の加入、航空便や宿泊の手配、派遣先協定校、または協定校が所在する国・地域・自治体が指定する予防接種など、参加するプログラムに応じて、自身ですべき手続きを遅延なく行うこと。万一、それらの遅延によってプログラムへの参加が不可能となった場合や、追加費用が発生するなどの不利益が生じた場合は自己責任であること。
また、上記の各手続きにおいて、本学が指定する手配・取扱業者がある場合は、それらを利用すること。
- (6) 査証取得(発給)については、あくまで渡航国の大使館(または領事館)が判断するため、必ずしも出発までの発給が保証される訳では無く、査証取得が出来なかった場合の取消料や必要経費は申込者本人の負担となること。
- (7) プログラム準備期間、参加期間中、帰国後と、本学が指定する報告を遅滞なく行うこと。

2. プログラム参加に関する規律事項

- (1) 本学、および派遣先協定校の指示に従い、プログラムの目的と趣旨を理解して学習および研究に専念すること。
- (2) 派遣期間中は、日本の法令、本学の諸規則、ならびに派遣先協定校の諸規則および所在する国・地域の法令を遵守すること。(飲酒年齢等、派遣先と日本との法令基準が違う場合は、より厳しい法令基準に従うこと。)
- (3) 麻薬、向精神薬等、日本の法律または派遣先協定校が所在する国・地域・自治体の法律により違法とされる薬物、危険ドラッグ、銃等の所持、使用、購入および日本への持ち込みはしないこと。
- (4) プログラム参加中に、自動車、オートバイ、船舶、航空機等の運転、操縦および購入を行わないこと。
- (5) プログラム参加中に、ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等、本学が加入指定の海外旅行保険の補償対象外となる、危険な行為を行わないこと。
- (6) 団手で手配された航空便移動や、現地でのエクスカッションなど、必要な場面においてはグループリーダーや担当者の指示に従い、他の参加者と協力して団体行動をとること。
- (7) 派遣先協定校、もしくはそれ以外で入居した寮などの規則またはホームステイ先の規則に従い、生活すること。

- (8) 派遣先協定校での授業や活動の録音や録画、写真撮影などは、授業・活動における担当者の許可を得ること。

3. プログラム参加に関する諸条件

- (1) 留学派遣候補者の選抜は、派遣の保証ではなく、派遣先協定校の事情により受入が許可されない場合もあること。
- (2) 派遣渡航期間が、本学における講義・補講、定期試験、追試験等と重なった場合、特別な配慮は行われないこと。
- (3) プログラム参加中、緊急に医療手当てまたは手術の必要が生じた場合、学生本人、および父母等の個別同意がなくとも、本学または派遣先協定校の担当者の判断によって処置されることがあること。
- (4) 本学、または派遣先協定校により、往復路の航空便や宿泊施設、参加必須の現地プログラムなど指示されている場合はそれらを利用し、途中参加や途中離団は原則認められないこと。
- (5) プログラム終了後は速やかに帰国すること。本学の許可なく、個人的な理由によりプログラム終了後の滞在期間延長、またはプログラム中断による滞在期間の短縮をしないこと。
- (6) プログラム参加中に、旅行または外泊、一時帰国する場合は、指定の届出を期日までに本学に行い、本学または派遣先協定校から計画の変更や中止の指示があった場合は、それに従うこと。
- (7) 特段の事情が無い限り、渡航期間 3 か月未満のプログラムは、日本または母国への一時帰国・再入国が認められていないこと。
- (8) ホームステイでは1家庭、学生寮やホテルでは 1 部屋に他国、他大学を含め複数名の学生が滞在する場合があります、特段の事情が無い限り、設定人数や割り当てに関する個人的な要望は受け付けないこと。
- (9) 滞在形態がホームステイのプログラムにおいては、ホームステイという形態の趣旨や留意事項をよく確認し、参加者が均一のサービスを受けられる宿泊施設とは大きく異なることをよく理解して申し込みをすること。

4. プログラムの催行中止・参加辞退・途中帰国

- (1) 本学が正当と認める理由以外で、合格後の参加辞退はできないことを理解した上でプログラムへ申し込むこと。
- (2) 定められた期日以降にプログラム参加を辞退する場合、本学によりプログラム参加取消や帰国措置を受けた場合、または、本学の責に返さない事由によりやむを得ずプログラムを中止する場合には、それまでの手続きに係る費用、並びに、辞退・参加取消・中止・中断による途中帰国などで発生する、諸手続きのための費用、各関係機関が定める取消料・追加費用・外貨支払いのための送金、および為替手数料について、学生本人または父母等が負担すること。
- (3) プログラム費用からの差引を含めて、本学から奨学金を受給する場合、当該奨学金の規程にもとづき、プログラムの参加辞退や途中帰国に伴い、その理由によって給付奨学金の全部、または一部の返還を求められることがあること。
- (4) 医師による診断にもとづき、本学がプログラムの参加・継続が困難であると判断した場合の参加辞退、または、派遣中であってもプログラム中断による帰国措置の指示をすることがあり、それらには速やかに従うこと。
- (5) プログラムが定める教育上の目的が達成できず、留学プログラム参加の継続が困難であると本学、または派遣先協定校が判断した場合、帰国措置の指示に速やかに従うこと。
- (6) 本学は派遣者の生命・身体の安全を最優先し、本邦外務省による海外安全情報にもとづき、派遣先国・地域または都市に対して危険情報、および感染症危険情報レベル2以上が発令された場合、原則、派遣の中止を判断する。
また、レベル 1 以下の場合でも、派遣者の安全確保、または学習の継続が保証できないと本学が判断した場合は、派遣の中止および早期の帰国を命ずることがあり、中止が判断された時点ですでに留学中の者は、本邦外務省や在外公館の勧告・命令および本学の指示に従い、安全を確保したうえで速やかに日本に帰国すること。

5. プログラム参加の責任

- (1) プログラム参加中に発生したトラブルについては、基本的に学生本人の責任において対処すること。
- (2) 学生本人が被った人的・物的損害または自己が派遣先協定校もしくは第三者に与えた人的・物的損害が、次の①～⑥のいずれかにあたる場合、学生本人または父母等の責任において対処し、本学に損害賠償その他のいかなる責任も追及しないこと。
 - ① 自然災害、海難、火災、政府や公共団体の指令、戦争、暴動、ストライキ、盗難、隔離、テロリズム、ハイジャック、犯罪、航空機事故、交通事故、流行病、税関規則、航空機等のスケジュール変更、その他の不可抗力により生じた損害
 - ② 本学が管理しえない状況で起こった事件、または事故により生じた損害
 - ③ 学生本人の故意または過失、法令または公序良俗に反する行為により生じた損害
 - ④ プログラムの趣旨・目的から逸脱した学生本人の行為により生じた損害
 - ⑤ 学生本人の個人的問題から生じた損害、および学生本人が行った渡航に関する諸手続、手配等により生じた損害
 - ⑥ 4.(6)に記載される、本学で判断された派遣中止により生じた損害
- (3) 健康管理は自らの責任で行い、必要に応じて常備薬や主治医の紹介状等を現地に持参すること。

6. 個人情報取扱いに関する同意

- (1) 当該プログラムの申し込み、および参加するにあたって本学に提供された個人情報については、参加プログラムの運営や各手配、諸手続、緊急時対応に利用する目的の範囲内において、プログラムに携わる派遣先協定校、事務業務受託会社、旅行会社、航空会社、査証取得代行会社、保険会社、保険代理店、危機管理支援サポート会社へ提供されることに同意すること。また、以下に該当する場合は事前に本人の同意を得ずに第三者へ提供されること。
 - ① 法令に基づく場合、または法令事務の遂行にあたり必要な場合
 - ② 参加者の安全確保のために緊急性を伴い、事前に同意を得る事が困難な場合
- (2) 本学が、プログラム運営のために、派遣先協定校等から成績情報、生活情報等の個人情報の提供を受けることや、派遣先協定校に成績情報・生活情報等の個人情報を提供することに同意すること。

7. 肖像権・著作権に関する同意

- (1) 本学の依頼により、留学プログラムの関係者、参加者から提供された写真・映像は、下記に定める目的・条件で使用している限り、肖像権・著作権・プライバシー権等の権利を行使しないこと。
 - 利用目的：
本学の国際活性化のために行われる広報活動（ウェブサイト（YouTube を含む動画サイト）やパンフレット、学内募集チラシなどの公式な広報媒体への掲載、学内広報活動時の映像投影）
 - 利用条件：
 - ・ 提供者本人の申し出が無い限り、提供された写真・映像の使用期限はないこと。
 - ・ 提供者本人の承諾を得ることなく、写真・映像と併せて氏名等の情報が広報媒体に掲載されることはないこと。
 - ・ 広報媒体で使用された肖像に関して削除を希望される旨、撮影者または被撮影者から連絡があった場合は可能な限り速やかに対応するが、大量印刷された紙媒体の回収など、対応が困難な場合があること。
- (2) 参加者が本学へ提供する写真・映像については、自ら撮影したものであり、自身以外に写るプログラム参加者を含む人物に関しても、上記 7.(1)に記載の事項について了解を得ていること。
- (3) 自身が写りこんだ写真・映像が使用されることを望まない場合、撮影者へその旨と、本学への提供を控えるよう伝えるなど、明確に意思表示をすること。

以上

立命館大学国際教育センター主管 海外留学プログラム 参加に関する 承諾書

兼

立命館大学海外留学チャレンジ奨学金受給者 誓約書

立命館大学国際教育センター主管 海外留学プログラム 参加に関する承諾書

立命館大学長 様

私は、当該の留学プログラムに参加するにあたり、別紙、「立命館大学国際教育センター主管 海外留学プログラム 参加に関する承諾事項」（2024年9月改定）に記載のすべての事項、および「募集要項」に記載の参加プログラム関連事項、諸条件を確認、遵守することを承諾いたします。

承諾事項に違反した場合、もしくは立命館大学の代表学生としてふさわしくない行動をとったと判断された場合は、プログラムへの参加取消、または途中帰国措置を命じられても、異議を申し立てません。

立命館大学海外留学チャレンジ奨学金受給者誓約書（受給者のみ適用）

立命館大学 国際部長 様

私は、立命館大学海外留学チャレンジ奨学金の受給にあたり、プログラムおよび奨学金の意義をふまえ、立命館大学の学生としてプログラムの諸活動に励むことを誓約いたします。

また別紙、立命館大学海外留学チャレンジ奨学金規程（2012年3月7日 規定第968号）に定める事項を理解し、当該規程第12条が定める事項に該当する場合には、奨学金の返還を命ぜられても不服を申し立てません。

【参加者本人】

直筆署名： _____ 署名日： _____ 年 月 日

所属 学部・研究科： _____ 回生： _____ 学生証 番号： _____

参加プログラム 派遣先協定校： _____

参加者住所： _____

【父母等】

直筆署名： _____ 署名日： _____ 年 月 日

参加学生との 続柄： _____ 緊急時連絡先 (署名者携帯電話等)： () - _____

署名者住所： _____

※ 本書に署名する海外留学プログラムの参加者が、立命館大学チャレンジ奨学金を受給しない場合、本書は「立命館大学国際教育センター主管 海外留学プログラム 参加に関する承諾書」としてのみ適用されます。